

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(當日が休日には、次日が当たる翌日)

鳥取県告示第二百七十八号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、関金町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による大河原地区第二工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十一年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

字の区域の変更

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額の一部改正

鳥取県原蚕種配付規程の廃止

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良事業の認可（十二件）

土地改良事業計画の変更の認可

土地改良法による換地処分

保安林の指定の解除

林業種苗法による生産事業者の登録の失効

土地収用法による事業の認定（二件）

都市公園の区域の変更

開発行為に関する工事の完了（二件）

公有水面の埋立ての免許

鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正
口座振替の方法により支出することができる金融機関の一部改正

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和六十一年十一月二十日現在の地番による。）
大字山口字中矢	大字山口字中矢の全域
中山	大字山口字矢櫛中山一二六六の二 大字山口字矢櫛中山東平一二六七の二
大字山口字矢櫛	大字山口字矢櫛中山のうち一二六四の二、一二六四の三、一二六六の二以外の区域
中山東平	大字山口字矢櫛中山東平のうち一二六七の二以外の区域
大字山口字奥矢	大字山口字矢櫛中山一二六四の二、一二六四の三 大字山口字奥矢の全域

告 示

鳥取県告示第二百七十九号

昭和五十年三月鳥取県告示第三百七号（保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額について）の一部を次のように改正し、昭和六十一年四月一日から施行する。

昭和六十一年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

「保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例」を「

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例」に改め、「保健所」の下に「、食肉衛生検査所」を加える。

鳥取県告示第二百八十号

鳥取県原蚕種配付規程（昭和二十七年六月鳥取県告示第三百六号）は、昭和六十一年三月三十一日限り廃止する。

昭和六十一年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業貝田（上井手）地区農業用排水）を昭和六十一年三月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、青谷町が行う土地改良

事業（農村基盤総合整備事業奥崎（西山農道Ⅱ期）地区農道整備）を昭和六十一年三月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業富江（添谷水路）地区農業用排水）を昭和六十一年三月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業洗井（むしろ田線）地区農道整備）を昭和六十一年三月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業（水田利用再編対策推進事業岩常地区区画整理）を昭和六十一年三月

事業（地区再編農業構造改善事業曲地区農道整備）を昭和六十一年三月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

より告示する。

昭和六十一年三月二十八日

昭和六十一年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業洗井（大井手用水路）地区農業用排水）を昭和六十一年三月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、西伯町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）清水・橋地区農業用排水）を昭和六十一年三月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、西伯町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）清水・橋地区農道整備）を昭和六十一年三月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定によ

鳥取県告示第二百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、青谷町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業奥崎（田口水田線）地区農道整備）を昭和六十一年三月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定によ

り告示する。

昭和六十一年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業陸上（間藤用水路）地区農業用用排水）を昭和六十一年三月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、佐治村が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業津無地区農業用用排水）を昭和六十一年三月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定によ

り告示する。

昭和六十一年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、青谷町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業奥崎（西山農道）地区農道整備）に係る土地改良事業計画の変更を昭和六十一年三月二十七日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十一年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、関金町が行う土地改良事業に係る大河原地区第二工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和61年3月28日 金曜日

鳥 取 県 公 告

昭和六十一年三月二十八日

鳥取県告示第二百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十一年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十一年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

番号録	者(生産事業)の氏名	生産事業者	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
二 松井 輝男	大東伯郡妻波大栄町	穂の採取並びに幼苗及び幼木の育成	松井 輝男	東伯郡大栄町妻波	

鳥取県告示第二百九十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

- 一 解除に係る保安林の所在場所
東伯郡赤崎町大字赤崎字中清水一一二四の一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 三 解除の理由
公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び赤崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

昭和六十一年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百九十七号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

- 一 起業者の名称 気高町
 二 事業の種類 気高町立運動広場建設事業
 三 起業地 気高郡気高町大字浜村字蛇谷及び大字日光字小池地内
 四 土地収用の部分 気高郡気高町大字浜村字蛇谷及び大字日光字小池地内
 1 収用の部分 気高町立運動広場建設事業
 2 使用の部分 なし
 3 起業地 気高町役場
 4 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
 気高町役場
- 鳥取県告示第二百九十九号**
 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき
 事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり
 告示する。
- 昭和六十一年三月二十八日
- 鳥取県告示第三百号**
 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき
 設置した都市公園の区域を変更するので、次のとおり告示する。
- 昭和六十一年三月二十八日
- 一 名称 鳥取県知事 西 尾 邑 次
 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園
- 二 位置 鳥取県東伯郡羽合町大字上浅津、大字下浅津、大字光吉及び大字長瀬並びに
 東伯郡羽合町大字藤津
- 三 變更に係る区域 東伯郡羽合町大字下浅津及び大字光吉地内において別紙図面のとおり
 区域を追加する。
- 四 変更に係る区域の供用開始の日
 昭和六十一年四月一日
- 1 収用の部分 気高郡青谷町大字青谷字頭無、字下姥ヶ谷、字上和田
 2 事業の種類 青谷町農村広場建設事業
 3 起業地

(「別紙図面」は、省略し、鳥取県土木部都市計画課において一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十一年一月七日鳥取県指令受都計三第十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市古海字西三反長

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市本町三丁目一〇二

株式会社日ノ丸総本社

取締役社長 米原正博

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十八年三月九日鳥取県指令受都計第七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡閔金町大字閔金宿字鳥越山、字鳥越及び字五反田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東伯郡閔金町大字大鳥居一九三一

閔金町

閔金町長 坂田賢一郎

一 開発許可の年月日及び番号

鳥取県告示第三百三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和六十一年三月二十八日

鳥取県告示第三百二号
次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年

鳥取県知事 西 尾 邑 次

法律第二百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

一 免許の日

昭和六十一年三月十七日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目一二〇

三 埋立区域

(一) 位置

岩美郡岩美町大字田後字才谷西側三九一八地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点から⑤の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑥の地点と⑦の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

(三) 点

①の地点 岩美郡岩美町大字田後灯台（北緯三五度三五分

度四一分一八秒三二〇・二メートルの地点

(四) 面積

三四〇六秒東經一三四度一九分〇八・六九秒）から二〇九
②の地点 ①の地点から六九度三〇分四五・六メートルの地点
③の地点 ②の地点から一六一度〇一分一〇・四メートルの地点

鳥取県告示第三百四号

昭和五十一年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取

県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）
の一部を次のように改正し、昭和六十一年四月一日から施行する。岩美郡岩美町大字田後字向山北側六四一一二から同字才谷西側三
九一八までの陸地及びそれらの地先公有水面

二 区域

次の④の地点から⑦の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑧の

地点と⑨の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

④の地点 田後灯台から二二一度一九分三一秒三三一・五メートル
の地点

(一) 地点

④の地点から三三九度三〇分一〇・〇メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から三九度三六分二三・一メートルの地点

⑥の地点 ④の地点から七六度〇三分三七秒四五・九メートルの地

点 ⑤の地点から一六〇度五二分二六・四メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から一四九度〇七分一二秒五一・九メートルの

地点

三 面積

一、七七九・七六平方メートル

四 埋立てに關する工事の施行区域

公共ふ頭用地

五 埋立地の用途

(一) 面積

二三七・一五平方メートル

(二) 位置

岩美郡岩美町大字田後字向山北側六四一一二から同字才谷西側三
九一八までの陸地及びそれらの地先公有水面

昭和六十一年三月二十八日

昭和61年3月28日 金曜日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表の株式会社山陰合同銀行の倉吉支店の項中「鳥取県蚕業試験場」を削り、同表の株式会社山陰合同銀行の由良支店の項中「鳥取県野菜試験場」を「鳥取県園芸試験場」に改め、同表の株式会社山陰合同銀行の赤崎支店の項中「鳥取県種畜場」を削る。

鳥取県告示第三百五号

昭和五十二年五月鳥取県告示第四百三十号（口座振替の方法により支出することができる金融機関の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和六十一年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第二号中「（昭和二年法律第二十一号）第二条」を「（昭和五十六年法律第五十九号）第四条第一項」に改める。

発行所

鳥取県鳥取市東町一丁目 烏

取

県

〔定価一部一箇月千七百円（送料を含む。）〕